



長野県報

6月23日(木)
平成23年
(2011年)
第2278号

目次

告示

長野県県税条例に基づく申告等の期限の到来(税務課)	2
地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	2
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品・生活衛 生課)	3
農業近代化資金融資利子補給金交付要綱の一部改正(農村振興課)	3
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	3
公共測量の終了(建設政策課)	4
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	4
道路の区域決定及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	6
企画提案公募(プロポーザル)(医療推進課)	7
企画提案公募(プロポーザル)(観光振興課)	8
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	9
土地改良事業の施行の同意(農地整備課)	9
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	9
一般競争入札(3件)(道路管理課)	9



長野県告示第461号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、平成23年4月14日付け長野県告示第254号において別に告示で定めることとされている期日のうち、青森県又は茨城県に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、その期限が平成23年3月11日から同年7月28日までの間に到来するものについて、平成23年7月29日とします。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

税務課

長野県告示第462号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ヤマサ総本店	長野県松本市島内4624番地	平成23年6月20日
久保村石油株式会社	長野県東筑摩郡筑北村坂北4848番地	平成23年6月20日

税務課

長野県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社アーチ・メディカルサポート	オーダーメイド デイリハ おひさま	長野県上田市住吉311-6	平成23年6月16日
株式会社さいとう	松の学校	長野県上伊那郡南箕輪村3461番地1	平成23年6月16日
株式会社リュッカ	宅老所おひさま	長野県上高井郡高山村高井4119番地	平成23年6月16日
特定非営利活動法人さわやか千歳	デイサービスちとせ	長野県下高井郡山ノ内町夜間瀬2481番地2	平成23年6月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称

事業所の名称

事業所の所在地

指定した年月日

特定非営利活動法人まんてん	宅幼老所まんてん	長野県上伊那郡飯島町飯島807-3	平成23年6月16日
---------------	----------	-------------------	------------

3 指定介護予防サービス事業者

介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社アーチ・メディカルサポート	オーダーメイド デイリハ おひさま	長野県上田市住吉311-6	平成23年6月16日
株式会社さいとう	松の学校	長野県上伊那郡南箕輪村3461番地1	平成23年6月16日
株式会社リュッカ	宅老所おひさま	長野県上高井郡高山村高井4119番地	平成23年6月16日
特定非営利活動法人さわやか千歳	デイサービスちとせ	長野県下高井郡山ノ内町夜間瀬2481番地2	平成23年6月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第464号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
財団法人 理容師美容師試験研修センター
理事長 小早川 隆 敏
東京都江東区有明3丁目7番26号
有明フロンティアビルB棟 9F
- 2 講習会の開催日
平成23年10月24日（月）～11月14日（月）
- 3 講習会場の名称及び所在地
長野県自治会館
長野市大字西長野字加茂北143-8
- 4 受講料
1万8,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第465号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成23年3月11日以降の融資に係る資金の利子補給金から適用します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

第4第1号に次のただし書を加える。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定により、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者にあつては、次表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年延長するものとする（ただし、平成25年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

農村振興課

長野県告示第466号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市山本6630、6631の2から6631の4まで、6631の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第467号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市志賀字瀧ノ入2622、2623、2624の1、2625の1、2627、字沢ノ内2629
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第468号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草4932の1、4935の1、4937の1、4937の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大草4935の1・4937の1・4937の2（以上3筆について次

の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第469号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡高森町大島山73
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第470号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡王滝村4752の5、4752の16
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第471号

須坂市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量(須坂市都市計画基本図修正)
- 作業期間
平成21年5月22日から平成23年6月14日まで
- 作業地域
須坂市

建設政策課

長野県告示第472号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年6月23日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
豊科都市計画道路 3・6・6号八坂通線
豊科都市計画道路 3・6・7号呉羽通線
豊科都市計画道路 3・4・8号神明通線
- 都市計画を定める土地の区域
3・6・6号八坂通線
安曇野市豊科、豊科南穂高の各一部
3・6・7号呉羽通線
安曇野市豊科の一部
3・4・8号神明通線
安曇野市豊科、豊科南穂高の各一部
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、安曇野市都市建設部都市計画課

都市計画課

長野県伊那建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月23日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
伊那市高遠町西高遠1647番の1地先から 伊那市高遠町東高遠3番の1地先まで	12.0~44.2 m	0.1956 km

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年7月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月23日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市高遠町西高遠1626番の1地先から 伊那市高遠町小原666番地先まで	旧	13.5~61.5 m	1.0227 km
伊那市高遠町西高遠1626番の1地先から 伊那市高遠町小原720の1地先まで	新	15.5~61.5 m	0.8925 km

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

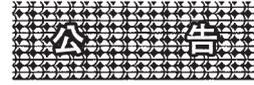
その関係図面は、告示の日から平成23年7月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年6月23日

長野県松本建設事務所長 手 塚 秀 光

- 1 路線名 惣社岡田線
- 2 供用を開始する区間
松本市大字里山辺92番地先から
松本市大字里山辺94番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年6月23日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年6月23日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
行政情報ネットワーク用ファイアーウォールサーバ一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成23年10月1日から平成28年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2